

令和4年版

基礎からまなぶ

消費

費

税

仕入税額控除

インボイス

簡易課税

軽減税率

8%? 10%?

免税事業者



はじめに

平成元（1989）年4月1日に導入された消費税は税率3%からスタートし、令和元（2019）年10月1日には10%に引き上げられています。周知のとおり、その引上げに併せて税率が8%となる軽減税率も導入されています。

消費税は、商品の販売やサービスの提供について課税される税金で、「儲け」に対して課税する所得税や法人税とは異なった、独特な課税方式となっています。消費税の仕組みは、改正を経るごとに「複雑怪奇」になってきており、その理解は一筋縄ではいきません。

本冊子は、新入社員の経理担当者の方でも、この内容をマスターすることにより、消費税の実務を理解できることを目的として作成したものです。そのため、可能な限りやさしい解説を心掛け、またなるべく多くの図解や計算例を用いて解説しています。

消費税実務のポイントを手っ取り早く、しかも確実にマスターできるよう に、本冊子の項目は、日頃の業務で必須、頻出するものを抽出しており、特殊項目についてはできるだけ簡略化したうえで解説するように心掛けました。

また、令和元年10月から導入されている軽減税率制度と区分記載請求書等保存方式の解説だけではなく、令和5（2023）年10月からはじまる日本型インボイス制度（適格請求書等保存方式）についても、制度の概要や基礎知識として知っておかなければいけない項目をコンパクトにまとめて掲載しています。

本冊子では、各ブロックごとに「まとめ&チェックポイント」を掲載しましたので、理解度の確認やポイント整理に利用してください。

消費税に関する知識は、経理担当者にとって、もはや「知らない」「わからない」では済まされないものです。また、経営者の皆さんも、消費税の基本的な仕組みは知っておきたいものです。

消費税について、わからないこと、疑問に思ったことなどがありましたら、本冊子を気軽に開いて確認してください。この作業を繰り返すうちに、自然と消費税の全体像や各規定の繋がりなどが理解できるようになります。

*本冊子の内容は、令和4年4月1日現在の法令等に依っています。

目 次

I 消費税のしくみ	4
1 消費税はこんな税金	4
◆ 消費税のイメージ	4
2 納付税額の計算	5
◆ 納付税額の計算のしくみ	5
◆ 地方消費税の計算	5
3 売上げ、仕入れの概念	6
◆ 固定資産の売却	6
◆ 固定資産の取得	6
◆ 売上原価	7
4 税の転嫁と税額計算	8
◆ 値引き販売と消費税の転嫁	8
◆ 転嫁の方法を考える	8
筆 I まとめ&チェックポイント	8
II 軽減税率～税率8%のものとは？	9
◆ 軽減税率の対象となる取引	9
◆ 注意すべき軽減税率①～外食産業	9
◆ 注意すべき軽減税率②～一体資産の取扱い	10
筆 II まとめ&チェックポイント	10
III 会計処理と総額表示制度	11
◆ 税込経理方式と税抜経理方式	11
◆ 総額表示制度	12
筆 III まとめ&チェックポイント	12
IV 印紙税・源泉所得税と消費税の関係	13
◆ 印紙税との関係	13
◆ 源泉所得税の取扱い	14
筆 IV まとめ&チェックポイント	14
V 申告書の提出と納税は、いつまでにすればよいか？	15
1 課税期間と確定申告	15
◆ 課税期間の短縮	15
◆ 申告（納付）期限	15
2 中間申告制度	16
筆 V まとめ&チェックポイント	16
VI どんな取引が課税の対象となるのか？	17
◆ 課税の対象となる取引とは	17
◆ 輸入取引	17
◆ 国内取引の課税対象要件	17
◆ 「② 対価を得て行うもの」とは	18
◆ 「④ 国内において行うものであること」の判定	18
筆 VI まとめ&チェックポイント	19
VII 非課税取引とは？	20
◆ 非課税取引の位置付け	20
◆ 仕入税額控除との関係	20
筆 VII まとめ&チェックポイント	22
VIII 消費税が免除される取引とは？	23
◆ 免税取引とは	23
◆ 免税の対象となる取引	23
◆ 仕入税額控除との関係	23
筆 VIII まとめ&チェックポイント	24
IX 勘定科目別にみた課税区分の留意点	25
◆ 人件費	25
◆ 福利厚生費	25
◆ 旅費交通費	26
◆ 通信費	27
◆ 交際費	28
◆ 荷造運送費	29
◆ 広告宣伝費	30
◆ 賃借料	30
◆ 支払手数料	31
◆ 諸会費・その他の販管費	32
◆ 課税資産の購入	33

X 仕入税額の計算は難しい！	34
1 仕入税額控除の基礎知識	34
◆ 仕入税額控除とは 34 ◆ 課税仕入れ等の税額の計算 34 ◆ 課税売上割合の計算 35	
2 個別対応方式と一括比例配分方式	37
◆ 個別対応方式 37 ◆ 一括比例配分方式 37	
3 課税仕入れ等の用途区分	39
◆ 課税仕入れ等の用途区分の考え方 39 ◆ 贈与、寄付をした課税資産の用途区分 39 ◆ 用途区分の判定時期 40	
4 居住用賃貸建物に対する仕入税額控除の制限	41
◆ 居住用賃貸建物とは 41 ◆ 店舗兼用賃貸住宅などの取扱い 41 ◆ 資本的支出がある場合 41 ◆ 調整税額の計算方法 42 ◆ 自己建設高額特定資産の取扱い 43 ◆ 課税賃貸用の意義 43 ◆ 中途で売却した場合の取扱い 43	
筆記 X まとめ＆チェックポイント	44
XI 返品、値引き・貸倒れがあった場合は、どうなる？	45
◆ 返品、値引きなどの税額控除 45 ◆ 貸倒れの税額控除 45	
筆記 XI まとめ＆チェックポイント	46
XII 納税義務が免除される事業者とは？	47
1 課税事業者と免税事業者	47
◆ 免税点 47 ◆ 基準期間 47 ◆ 特定期間とは 48 ◆ 課税事業者の選択と納税義務の免除の特例 48	
2 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例	49
筆記 XII まとめ＆チェックポイント	49
XIII 中小事業者には特例がある！	50
1 簡易課税制度とその計算方法	50
◆ 簡易課税制度の適用要件 50 ◆ 控除対象仕入税額の計算 50	
2 簡易課税制度選択（不適用）届出書	51
◆ 簡易課税制度選択届出書 51 ◆ 納税義務の免除と届出書の関係 51 ◆ 適用上限額と届出書の関係 51 ◆ 簡易課税を選択した場合の拘束期間 52 ◆ 「簡易課税制度選択届出書」の提出が制限されるケース 52 ◆ 「3年縛り」にならないケース 53 ◆ 本則課税に切り替えた場合の拘束期間 53	
3 事業区分の定義	54
◆ 第1種事業（卸売業） 54 ◆ 第2種事業（小売業等） 54 ◆ 第3種事業（製造業等） 54 ◆ 第5種事業（サービス業等） 54 ◆ 第6種事業（不動産業） 55 ◆ 第4種事業（その他） 55 ◆ 他の事業者とは 55 ◆ 性質および形状を変更しないことが条件 55 ◆ 製造小売業と製造問屋 55 ◆ 賃加工業は第4種事業に 55 ◆ 中古資産や段ボール箱の売却 56 ◆ 事業区分の判定順序 56	
筆記 XIII まとめ＆チェックポイント	57
XIV インボイス制度って何だ？	58
1 区分記載請求書等保存方式	58
◆ 区分記載請求書等保存方式 58 ◆ 帳簿の記載方法 58 ◆ 請求書等の記載方法 59	
2 インボイス制度（適格請求書等保存方式）	60
◆ インボイス制度とは 60 ◆ 適格請求書発行事業者登録制度 61 ◆ 登録番号の構成 61 ◆ 事業者免税点制度との関係 62 ◆ 非登録事業者からの課税仕入れに係る経過措置 62 ◆ 仕入税額控除の要件 62 ◆ 売り手の保存義務 63 ◆ 紛らわしい書類の交付は禁止です！ 63	
筆記 XIV まとめ＆チェックポイント	64

消費税のしくみ

1 消費税はこんな税金

- 消費税は、物の販売や貸付け、サービスなどに対して課税される税金です。
- 商品の販売価格やサービスなどの代金に10%の税金を上乗せし、購入者や受益者に税を負担させるものです。

◆ 消費税のイメージ

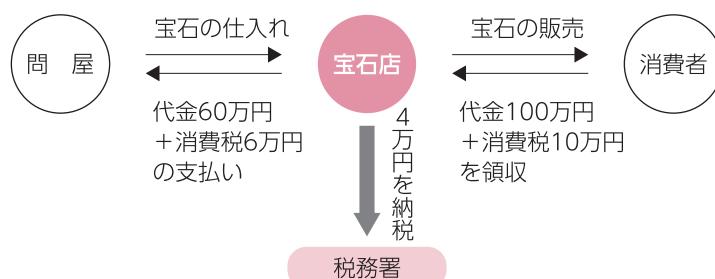
宝石店を例に考えてみましょう。100万円の宝石を販売するとします。

宝石店はお客様から110万円の代金を領収し、うち10万円（100万円×10%）の預り消費税を税務署に払うことになるのか……というと、実はそうではありません。

消費税は、その取引が小売なのか卸売なのかということに関係なく、取引のつど、その取引金額に10%の税率で課税されることになっています。

つまり、宝石店は、商品となる宝石を問屋さんから仕入れる際に、問屋さんが上乗せした消費税を仕入代金とともに払っているわけですから、これを差し引いた金額だけ税務署に納めればよいわけです。

たとえば、宝石店がこの宝石を問屋さんから仕入れる際に、仕入代金の60万円と10%の消費税（60万円×10%＝6万円）あわせて66万円を問屋さんに支払ったとした場合には、この宝石店が税務署に納付する消費税は、預かった消費税10万円から支払った消費税6万円を差し引いた4万円となるのです。



問屋さんの仕入れがないものとすると、問屋さんの納付する消費税（6万円）と宝石店の納付する消費税（4万円）の合計額10万円は、最終購入者である消費者の負担額と一致することになります。つまり、消費税は、各取引段階にいる事業者が、消費者の負担すべき消費税を分担して納税するというシステムになっているのです。

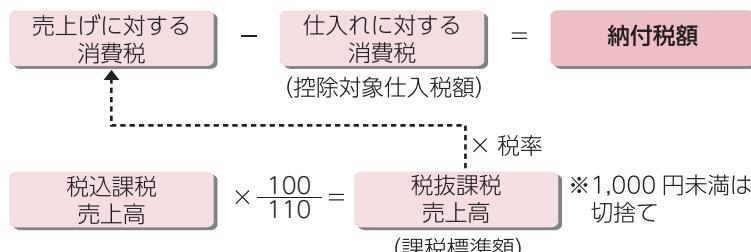
2 納付税額の計算

- 税務署に納付する消費税は、「売上げに対する消費税」から「仕入れに対する消費税」をマイナスして算出します。
- 消費税は、その課税権により国税である消費税と、地方税の地方消費税に分けられます。

◆ 納付税額の計算のしくみ

消費税に限らず、納付税額の計算では、まず、税額計算の基準となるものを求め、これをベースに税額を計算します。税額計算の基準となるものを「課税標準」といいます。

消費税の課税標準は、税抜きの課税売上高となります。したがって、「売上げに対する消費税」を計算する際には、まず、税込みの課税売上高に $\frac{100}{110}$ を乗じていったん税抜きの本体価額（課税標準）を計算し、ここから売上げに対する消費税を算出します。



◆ 地方消費税の計算

10%の消費税の内訳は、7.8%が国税である消費税で、2.2%が道府県民税である地方消費税から成り立っています。納付税額の計算も、消費税と地方消費税に分けて行います。

地方消費税は、国税である消費税の計算をした後で、これに $\frac{22}{78}$ を乗じて計算します。つまり、取引の時点では国税（7.8%）とともに10%の税金を転嫁するのですが、実際の納付税額の計算は、法人住民税と同様に確定した国税（消費税）を基に計算するのです。



売上高（税込）が11,000千円、仕入高（税込）が6,600千円の場合の消費税と地方消費税の計算は次のようになります。

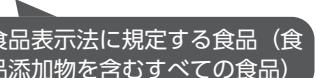
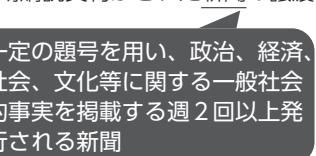
- ① 課税標準額 $11,000\text{千円} \times \frac{100}{110} = 10,000\text{千円}$
- ② 課税標準額に対する消費税額 $10,000\text{千円} \times 7.8\% = 780\text{千円}$
- ③ 控除対象仕入税額 $6,600\text{千円} \times \frac{7.8}{110} = 468\text{千円}$
- ④ 納付すべき消費税額 $② - ③ = 312\text{千円}$
- ⑤ 納付すべき地方消費税額 $④ \times \frac{22}{78} = 88\text{千円}$

軽減税率～税率8%のものとは？

- 通常の取引で課される消費税率は10%ですが、飲食料品と宅配新聞の販売については通常より税率の低い「軽減税率8%」が適用されます。
- 軽減税率は、消費税と地方消費税を合わせて一律に8%です。内訳は、消費税（国税）が6.24%、地方消費税が1.76%となっており、軽減税率対象取引による違いはありません。

◆ 軽減税率の対象となる取引

飲食料品と宅配新聞の販売に対する消費税の取扱いは、次の表のとおりです。

取引	留意点
飲食料品の譲渡  食品表示法に規定する食品（食品添加物を含むすべての食品）	<ul style="list-style-type: none"> 標準税率が適用されるもの <ul style="list-style-type: none"> 酒税法に規定する「酒類」 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品 人の飲食用でない工業用原材料や観賞用・栽培用として取引される植物など* 外食 ケータリング <p>*人の飲食用として譲渡した食品が購入者により他の用途に供されても軽減税率が適用されます。また、工業用原材料として取引される塩や観賞用・栽培用として取引される植物などのように、人の飲食を目的としない物品が飲食のために購入された場合でも軽減税率は適用されません。</p> <p>つまり、取引（販売）時点における販売者の表示方法により適用税率が決まるということです。</p>
定期購読契約がされた新聞の譲渡  一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞	<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率が適用されるもの <ul style="list-style-type: none"> スポーツ新聞や業界紙など 発行予定日が週2回以上とされていれば、休刊日があることにより、週に1回しか発行されない週があっても軽減税率を適用することができます 標準税率が適用されるもの <ul style="list-style-type: none"> コンビニや駅の売店などで販売する新聞 電子新聞 週に1回しか発行されない新聞

◆ 注意すべき軽減税率①～外食産業

食堂やレストランなど、飲食設備のある場所において行う食事の提供は軽減税率の対象とはなりません。「飲食設備のある場所において行う食事の提供」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所で食事を提供することをいい、設備の規模は問いません。

飲食料品の持ち帰り販売（テイクアウト）や出前・宅配による販売は、飲食料品の譲渡として軽減税率が適用されることになります。ファストフード店などでは、顧客の意思を

確認して店内における「食事の提供」か「持ち帰り」かの判断をすることになります。「ケータリング」と呼ばれる出張による料理の提供やホテルにおけるルームサービスのように、顧客の指定した場所において行う料理の提供は標準税率となります。ただし、有料老人ホームの食事や学校給食のように、生活を営む場所において提供される食事は軽減税率の対象とすることができます。

◆ 注意すべき軽減税率②～一体資産の取扱い

飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている商品については、飲食料品に該当しないこととしていますので、原則として飲食料品も含めた販売価格全額について標準税率が適用されることになります。

ただし、飲食料品と飲食料品以外の資産をセット商品にして販売する場合には、次の①～④の要件を満たすことを条件に、軽減税率を適用することができます。

- ① 一体となる資産を形成し、または構成しているものであること（各商品が選択制でないこと）
- ② その一体資産の価格のみが提示されていること（内訳が提示されていないこと）
- ③ セット商品の税抜販売価額が1万円以下であること
- ④ 合理的に計算した食品の価額の割合が2／3以上であること

計算例

紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として税抜価格1,000円で販売する場合の適用税率は次のようにになります。なお、紅茶の仕入価格は450円（税込）、ティーカップの仕入価格は200円（税込）です。

$$1,000 \text{ 円} \leq 10,000 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{l} \text{茶（食品）の原価} \\ \hline \frac{450 \text{ 円}}{450 \text{ 円} + 200 \text{ 円}} \end{array} \quad \div \quad \begin{array}{l} \text{一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合} \\ \frac{2}{3} (66.666\cdots\%) \end{array}$$

一体資産の譲渡の原価

∴ 軽減税率適用商品になります！

II

まとめ&チェックポイント

- 飲食料品と宅配新聞には8%（国税6.24%、地方消費税1.76%）の軽減税率が適用されます。なお、外食とケータリングは標準税率です。
- 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている商品については、飲食料品に該当せず、販売価額全額に標準税率が適用されます。ただし、税抜1万円以下の商品で、価額の2／3以上が飲食料品で構成されているものについては、その全体を飲食料品として軽減税率の対象にすることができます。



仕入税額の計算は難しい！

1 仕入税額控除の基礎知識

- 仕入税額控除の仕組みは複雑です。要点をしっかり把握しましょう。

◆ 仕入税額控除とは

仕入れに係る消費税額の計算は、その体系を「本則課税」と「簡易課税」に大きく区分することができます。

仕入れに課された消費税（課税仕入れ等の税額）のうち、土地の売却収入や住宅家賃などの非課税売上げに対応するものは原則として税額控除が認められません。ただし、計算の簡便化を図るために、課税売上高が5億円以下で、かつ、課税売上割合が95%以上の場合に限り、課税仕入れ等の税額について全額控除を認めることとしています。

また、課税売上割合が短期間の間に急激に増減した場合や固定資産の用途を短期間の間に変更した場合には、当初の仕入控除税額を再調整することとなっており、中小事業者の場合には、課税仕入れの拾い出しや課税売上割合の計算もさることながら、本則課税による計算は事務能力的にも厳しいケースが想定されるところです。

そこで、課税売上高が5,000万円以下の事業者に限り、売上税額から仕入税額を見積計算する簡易課税制度の適用を認めることとしたのですが、実務上は、簡易課税の選択にあたっては有利選択の判断要素も必要となるので注意が必要です（☞ 50ページ）。

計算体系をしっかりと把握したうえで、各論の学習を進めていきたいと思います。

なお、実務における汎用性と難易度を考慮し、本則課税における特例と調整については本冊子における解説を割愛しています。



◆ 課税仕入れ等の税額の計算

仕入控除税額の計算の基礎となる「課税仕入れ等の税額」は次の計算式により求めます。

$$\text{国内における課税仕入高 (税込)} \times \frac{7.8}{110} \left(\frac{6.24}{108} \right)^* + \text{輸入貨物に課された消費税額}$$

$$= \text{課税仕入れ等の税額}$$

* 軽減税率の対象取引の場合

具体例

下記の設例により「課税仕入れ等の税額」を計算してみましょう（標準税率・単位：省略）。

・国内における課税仕入高（税込）	1,100
・国外における課税仕入高	400
・課税貨物の輸入仕入高	1,500
・通関時に納付した消費税156、地方消費税44、関税	290
① 課税仕入れに係る消費税額	$1,100 \times \frac{7.8}{110} = 78$
② 課税貨物に係る消費税額	156
③ 課税仕入れ等の税額の合計額	①+②= 234

◆ 課税売上割合の計算

課税売上割合は次の算式により計算します。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜）} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高（税抜）} + \text{非課税売上高} + \text{免税売上高}}$$

● 計算上の注意点

- (1) 受取利息などの非課税売上高は分母に計上するのに対し、受取配当金のような課税対象外収入は計算には一切関係させません。輸出免税売上高は分母、分子ともに算入します
- (2) 課税売上高は税抜きの金額です
ただし、非課税売上高や輸出免税売上高には、もともと消費税は含まれていないので税抜きにしてはいけません。
- (3) 純売上高で計算します
計算に用いる売上高は、返品、値引き、売上割引、金銭による割戻金や販売奨励金をマイナスした後の純売上高です。免税事業者であったときの課税売上げについて、課税事業者となってから返品や値引きが発生した場合には、その全額（税抜きにしない金額）を総売上高からマイナスします。
- (4) 貸倒れとなった売上げも含めたところで計算します
課税売上割合は、事業者の売上実績に基づき算定するものですから、貸倒金額を売上高からマイナスすることはできません。
- (5) 有価証券の譲渡については、原則として「売却金額×5%」を非課税売上高にカウントします
有価証券の譲渡については、売却金額の5%相当額だけを非課税売上高として認識し、財テクにより税制上不利になることがないように配慮がされています。ただし、

合同会社の社員の持分などのように、一般に売買されない有価証券については、その売却金額をそのまま非課税売上高にカウントします。

また、売上代金として取得した売掛債権を信販会社に譲渡するような場合には、売上げの二重計上を防ぐ意味から、その譲渡対価は課税売上割合の計算には関係させないこととしています。

(6) 事業者単位で計算します

課税売上割合は事業者単位で計算します。したがって、本店、支店ごとの課税売上割合や、個人事業者で、不動産所得、事業所得ごとの課税売上割合の算定などは認められません。

計算例

下記の設例により、「課税売上割合」を計算してみましょう（標準税率・単位：省略）。

・国内における課税売上高（税込）	4,730
・上記のうち、返品、値引高（税込）	330
・輸出売上高	1,000
・受取利息	100
・受取配当金	200
・株券の売却収入	58,000

① 課税売上高（税抜）

$$(4,730 - 330) \times \frac{100}{110} = 4,000$$

② 免税売上高

1,000

③ 非課税売上高

$$100 + 58,000 \times 5\% = 3,000$$

④ 課税売上割合

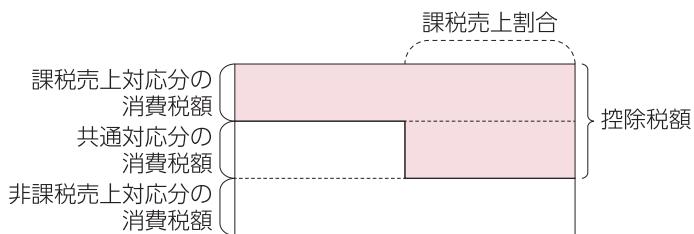
$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2}}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}} = \frac{5,000}{8,000} = 62.5\%$$

2 個別対応方式と一括比例配分方式

- 課税売上高が5億円を超える場合、または課税売上割合が95%未満となる場合には、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」により仕入控除税額を計算します。

◆ 個別対応方式

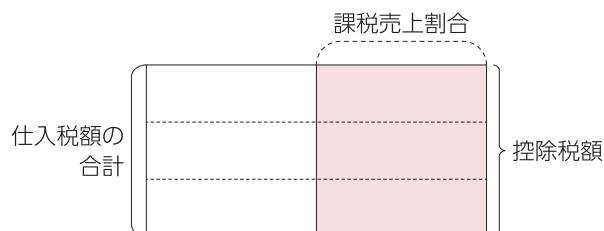
個別対応方式とは、課税仕入れ等の税額を、下図のように3つのグループに区分し、課税売上対応分はその全額を控除し、共通対応分は課税売上割合を乗じた分だけ控除する方法です。したがって、非課税売上対応分は税額控除ができません。

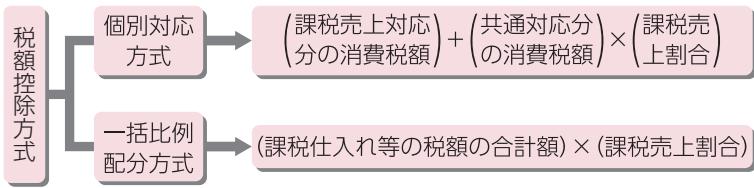


◆ 一括比例配分方式

一括比例配分方式とは、課税仕入れ等の税額の内訳を区分しないで、課税仕入れ等の税額の全額に課税売上割合を乗じて仕入税額を計算する方法です。したがって、一括比例配分方式を適用する場合には、課税売上対応分であっても課税売上割合を乗じた分しか控除ができない反面、非課税売上対応分であっても、課税売上割合を乗じた分だけは控除できることになります。

なお、一括比例配分方式を採用した場合には、課税期間が1年サイクルの場合、2年間の継続適用義務があることに注意してください。個別対応方式から一括比例配分方式に変更した場合、その翌課税期間で再び個別対応方式に変更することはできないということです。





計算例

国内における課税仕入高（税込）の内訳が次のとおりである場合の「控除対象仕入税額」を計算してみましょう（課税売上割合=50% 標準税率・単位：省略）。

・課税売上対応分の課税仕入高	5,500
・共通対応分の課税仕入高	4,400
・非課税売上対応分の課税仕入高	1,100

(1) 課税仕入れ等の税額の合計額

$$5,500 + 4,400 + 1,100 = 11,000$$

$$11,000 \times \frac{7.8}{110} = 780$$

(2) 個別対応方式

① 課税売上対応分

$$5,500 \times \frac{7.8}{110} = 390$$

② 共通対応分

$$4,400 \times \frac{7.8}{110} = 312$$

③ 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額

$$① + ② \times 50\% = 546$$

(3) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額

$$(1) \times 50\% = 390$$

(4) 控除対象仕入税額

$$(2) > (3)$$

∴ 個別対応方式のほうが「156」（546 - 390）多く税額控除ができるので有利になります。